

独立行政法人都市再生機構法案参照条文

地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 地域振興整備公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに工業の再配置の促進に必要な業務を行うことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 公団は、必要があるときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算に定める金額の範囲内で、公団に出資することができる。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 公団でない者は、地域振興整備公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁が定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命及び任期)

第十条 総裁及び監事は、国土交通大臣及び経済産業大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 役員任期は、四年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第十二条 国土交通大臣及び経済産業大臣は、総裁又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 総裁は、副総裁又は理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 国土交通大臣及び経済産業大臣は、総裁若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は総裁若しくは監事に職務上の義務違反その他総裁若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 総裁は、副総裁若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副総裁若しくは理事に職務上の義務違反その他副総裁若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合は、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員等の地位)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

イ 健全な市街地を形成するために必要な宅地（公共の用に供する施設の敷地を含む。以下同じ。）の造成並びに造成された宅地の管理及び譲渡（第三号に該当するものを除く。）

ロ イ又は二の業務により造成された宅地の利用者の利便に供する施設の整備（国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。）並びに当該施設の管理及び譲渡

八 公団が行う宅地の造成（委託により行うものを除く。）と併せて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。）並びに当該施設の管理及び譲渡

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行

二 製造の事業を営む者で過度に工業が集積している地域内にある工場を工業の集積の程度が低い地域に移転しようとするものであつてその移転に必要資金の貸付けを日本政策投資銀行から受けた者から、当該貸付けに係る工場跡地を買い取り、及びこれを譲渡すること。

三 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するため必要な工場用地（これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下同じ。）を造成し、当該工場用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。

四 第一号及び前号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行うことができる。

一 宅地の造成、管理及び譲渡並びに当該宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該宅地の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のために必要な調査

三 第一号の業務に関連する技術的援助並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備及び工業の再配置の促進のための計画の策定に係る技術的援助

3 公団は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項第四号の政令又は改廃の立案をしようとするときは、同号に規定する事業が行われる地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

（業務基本方針）

第十九条の二 前条の公団の業務は、国土交通大臣が主務大臣（国土交通大臣を除く。）と協議して定める業務に関する基本方針（以下「業務基本方針」という。）に従つて実施されなければならない。

2 業務基本方針には、国土の総合的な利用、開発及び保全の観点から、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項の業務に関する基本的事項

二 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項

(地方公共団体からの要請)

第十九条の三 公団は、第十九条第一項第一号、第三号及び第四号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

2 地方公共団体は、第十九条第一項第一号の業務、同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの及び同項第四号の業務について前項の要請をしようとするときは、公団に対し、事業予定区域、事業の内容その他の基本的事項及び事業予定区域を含む地域の開発整備に關する計画を示さなければならぬ。

3 前項に定めるもののほか、第一項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業実施基本計画)

第十九条の四 公団は、前条第二項に規定する業務を行うときは、政令で定めるところにより、事業実施基本計画を作成し、当該事業が行われる地域をその区域に含む地方公共団体の長に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

2 第十九条第一項第一号の業務及び同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものに係る事業実施基本計画は、国土交通大臣(同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものに係るものにあつては、国土交通大臣及び経済産業大臣。次項において同じ。)が定める地方における都市の整備に關する事業実施方針に基づいて作成しなければならない。

3 主務大臣が第一項の認可をしようとするとき、並びに国土交通大臣が前項の事業実施方針を定めようとするときは、關係行政機関の長に協議しなければならない。

(投資)

第十九条の五 公団は、主務大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの整備若しくは管理又は当該宅地に係る環境の維持若しくは改善に關する業務を行なう事業に投資(融資を含む。以下同じ。)をすることができる。

(業務の委託)

第二十條 公団は、主務大臣の認可を受けて、金融機關に対し、第十九条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 公団は、主務大臣の認可を受けて、国、地方公共団体、新エネルギー・産業技術総合開発機構その他主務省令で定める者に対し、その業務(第十九条第一項第二号の業務を除く。)の一部を委託することができる。ただし、主務省令で定める業務を国又は地方公共団体に委託する場合には、認可を要しない。

3 前二項の規定による主務大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等）

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣及び経済産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、国土交通省令・経済産業省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（区分経理）

第二十四条の二 公団の経理については、次に掲げる業務（以下「工業再配置業務」という。）に係るものと、その他の業務（以下「地方都市開発整備等業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に付随して造成される工場用

地で主務省令で定めるものに関するものを除く。)並びにこれらに附帯する業務

二 第十九条第二項の規定により委託を受けて行う業務及び第十九条の五の規定による投資で、工業の再配置の促進に係るもの(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十五条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、工業再配置業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。
(借入金及び地域振興整備債券)

第二十六条 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は地域振興整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部の銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
(債務保証)

第二十六条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国

会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証することができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十六条の三 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、国土交通大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十七条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣及び経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行への預金又は郵便貯金
- 四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十八条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国土交通大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（国土交通省令・経済産業省令への委任）

第二十九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令・経済産業省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

第三十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十二条 公団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第三十二条の二 国土交通大臣及び経済産業大臣は、次の場合には、第三十三条の二第一項第四号に規定する主務大臣と協議しなければならない。

- 一 第三条第二項、第四条第二項、第二十三条、第二十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十六条の三の認可をしようとするとき。
- 二 第二十四条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第二十七条第一号の指定をしようとするとき。
- 四 第二十九条の国土交通省令・経済産業省令を定めようとするとき。

第三十二条の三 主務大臣は、第三十条第二項の規定による命令をしようとする場合には、国土交通大臣及び経済産業大臣（主務大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣）と協議しなければならない。

第三十三条 国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣又は主務大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第四条第二項、第十九条第三項、第十九条の五、第二十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十三条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の三の認可をしようとするとき。

二 業務基本方針を定めようとするとき。

三 第二十一条第二項の主務省令又は第二十九条の国土交通省令・経済産業省令を定めようとするとき。

四 第二十四条第一項又は第二十八条の承認をしようとするとき。

五 第二十七条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第三十三条の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣及び経済産業大臣
- 二 地方都市開発整備等業務（第四号に規定する業務を除く。）に関する事項については、国土交通大臣
- 三 工業再配置業務に関する事項については、経済産業大臣

四 第十九条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務及び第十九条の五の規定による投資で同号の業務に係るものに関する事項については、当該事項を所管する大臣で政令で定めるもの。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の準用)

第三十四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十五条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した場合には、その違反行為をした公団又は受託金融機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びに第十九条の五の規定による投資以外の業務を行つたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反して地域振興整備公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則 (抄)

(業務の特例)

第十条 公団は、当分の間、第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「旧公団法」という。)第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項第一号の規定により行つた貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

2 公団は、当分の間、第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 整備法第六条の規定の施行の日前に旧公団法第十九条第一項第四号の規定により造成し、又は建設した土地及び工作物を管理し、及び譲渡すること。

二 整備法第六条の規定の施行の日前に旧公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道を管理し、及び譲渡すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務及び前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、旧公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。）を行うことができる。

4 公団は、前項の業務を行うときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

5 公団は、第一項から第三項までの業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別に勘定を設けて整理しなければならない。

都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）

第一章 総則

（目的）

第一条 都市基盤整備公団は、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下に、人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理に関する業務を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 都市基盤整備公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、附則第六条第五項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2 公団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

- 4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもって出資の目的とすることができる。
- 5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、都市基盤整備公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 運営委員会

(設置)

第八条 公団に、運営委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(権限)

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、総裁の諮問に応じ、公団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、公団の業務の運営につき、総裁に意見を述べることができる。

(組織)

第十条 委員会は、委員七人及び公団の総裁をもって組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、公団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 政府職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 国土交通大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 国土交通大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第十五条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び総裁のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十九条 総裁及び監事は、国土交通大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が国土交通大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第二十条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 第十三条第一号から第三号までに掲げる者

(役員解任)

第二十二条 国土交通大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が、前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 国土交通大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（役員兼職禁止）

第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあっては、国

土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

(業務の範囲)

第二十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅市街地その他の市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。以下同じ。)又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業を施行すること。

三 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)(又は住宅街区整備事業(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業をいう。)(に参加組合員(市街地再開発事業にあつては、都市再開発法第五十条の三第一項第五号又は第五十二条第二項第五号(第五十八条第三項において準用する場合を含む。))に規定する特定事業参加者を含む。))として参加すること(第十号の業務を併せて行うものに限る。))。

- 四 都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者として同条第三項に規定する特定施設建築物の建設、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 委託に基づき、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を行うこと。
- 六 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。
- 七 第一号、第二号又は第六号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 八 第一号若しくは第二号の業務により整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は第六号の業務により建設した賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 九 次に掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設、管理及び譲渡を行うこと。
 - イ 第一号、第二号、第六号又は第七号の業務の実施に必要な土地等を提供した者若しくは当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは事業を営んでいた者（以下この号及び第三十二条第一項において「土地提供者等」という。）の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設（市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。）
 - ロ 第一号から第三号までの業務により整備した敷地又は造成した宅地（第二号又は第三号の業務によるものにあつては、土地区画整理事業により公団が取得するものに限る。以下この号及び第三十二条において「整備敷地等」という。）について、同条第一項及び第二項の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設
- 八 市街地において第六号の業務による賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設
- 十 委託に基づき、市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術提供を行うこと。
- 十一 国の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）において、その利用について料金を徴収する公園施設（同条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）又は物品の販売の用に供する公園施設の設置及び管理を行うこと。
- 十二 国の委託に基づき、前号に規定する公園施設の設置又は管理に係る工事の施行上密接な関連のある公園施設の建設及び管理を行うこと。

と。

十三 地方公共団体の委託に基づき、根幹的な都市公園として政令で定める規模以上のものの建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧公団法」という。）第二十九条第一項第一号の業務に係る賃貸住宅、当該賃貸住宅と併せて整備された公共の用に供する施設又は当該賃貸住宅と一体として建設された事務所、店舗等の用に供する施設で附則第六条第一項の規定により公団が承継したものと及び附則第十条第一項の規定により公団が建設し、又は整備した賃貸住宅又はこれらの施設の管理（改築又は増築を含む。）及び譲渡を行うこと。

二 前号に規定する賃貸住宅に係る賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。以下同じ。）並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理及び譲渡を行うこと。

三 前号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備又は同号の業務による賃貸住宅の建替えと一体として建設することが適当な事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びにこれらの施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 第一号又は第二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設（附則第六条第一項の規定により公団が承継したものを含む。）の整備、管理及び譲渡を行うこと。

五 第二号の業務による賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理

二 政令で定める住宅の建設及び管理

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備

四 次に掲げる施設の建設又は整備及び管理

イ 第一項第一号又は第二号の業務（同号の業務にあつては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行に係るものに限る。）の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設

ロ 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地（第一号の規定によるものを含む。）の利用者又は公団が建設し若しくは管理する住宅（

第二号の規定によるものを含む。）の居住者の利便に供する施設

八 公団が行う住宅の建設（第二号の規定によるものを含む。）と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供

第二節 業務の実施方法

（基本方針）

第二十九条 前条の公団の業務は、国土交通大臣が定める基本方針に従って実施されなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 公団の業務の運営に関する基本的事項
- 二 前条第一項及び第二項の業務に関する基本的事項
- 三 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項

（国土交通大臣の指示）

第三十条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められる場合においては、公団に対し、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号に掲げる業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

（関係地方公共団体からの要請等）

第三十一条 公団は、第二十八条第一項第二号の業務で土地区画整理法第三条の二第一項又は都市再開発法第二条の二第五項第一号の規定により行うもの（新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを除く。）は、関係地方公共団体からの要請に基づき行うものとする。ただし、前条第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行うものにあつては、あらかじめ、その業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重して行うものとする。

2 前項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

3 公団は、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成又は賃貸住宅の建設（賃貸住宅の建替えを含む。）に係るものを実施しようとするときは、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 公団は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定

する公営住宅をいう。以下同じ。）の事業主体（同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。

（整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法）

第三十二条 公団は、整備敷地等については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物に関する事項その他国土交通省令で定める事項に関する計画（以下この条において「譲渡等計画」という。）を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならない。ただし、公団がその事務若しくは事業（第二十八条第一項第九号に掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設に係るものを除く。）の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従って建築物を建設しようとする者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

2 公団は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならない。

3 公団は、第一項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第二十一条の二第一項の規定による都市計画の決定又は変更の提案その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従った建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家賃の決定）

第三十三条 公団は、賃貸住宅（公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。）に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 公団は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、国土交通省令で定める。

4 公団は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(建築物の敷地の整備等の基準)

第三十四条 公団は、建築物の敷地の整備、宅地の造成又は賃貸住宅の建設並びにこれらの管理及び譲渡、第二十八条第一項第八号若しくは第九号又は第二項第二号から第五号までの住宅又は施設の建設又は整備並びにこれらの管理及び譲渡並びに同条第一項第十一号の公園施設の設置及び管理を行う場合においては、前二条及び第四節に規定する基準並びに他の法令により定められた基準に従うほか、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。

2 前項の国土交通省令で定める基準においては、第二十八条第一項第一号から第三号までの業務により造成された宅地で自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるもの(以下この項及び第五十五条第二項において「自己居住宅地等」という。)の譲受人の選定方法に関し、一定の都市基盤整備公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該自己居住宅地等の譲受けの申込みの際現にその都市基盤整備公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(投資)

第三十五条 公団は、業務の運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。

一 第二十八条第一項第二号から第四号まで又は第九号の業務(同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限る。)により建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は公団が建設し若しくは管理する賃貸住宅の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

三 前号の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務
(業務方法書)

第三十六条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

第三節 特定公共施設の新設等に関する工事

(特定公共施設の新設等に関する工事の施行)

第三十七条 公団は、第二十八条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(事業の種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行す

ることができる。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。）の新設又は改築に関する工事
 - 二 都市公園（都市公園法第二条第一項第一号）に該当するものに限る。）の新設又は改築に関する工事
 - 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事
 - 四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）による一級河川（指定区間内のものを除く。）以外の河川（同法第百条第一項に規定する準用河川（第三十九条において単に「準用河川」という。）を含む。）の河川工事
- 2 公団は、前項各号に掲げる工事（以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。）を施行する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設（以下「特定公共施設」という。）の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。
 - 3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。
 - 4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより公告しなければならない。
 - 5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。
- （特定公共施設の新設等に関する工事の廃止等）
- 第三十八条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。
- 2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。
 - 一 道路法第十条の路線の廃止又は変更
 - 二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更
 - 三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止
 - 四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更
 - 五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更
 - 六 河川法第五条第六項（同法第百条において準用する場合を含む。）の指定の変更又は廃止
 - 3 前条第五項の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

6 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第三十九条 第三十七条第五項の規定による工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く。))である場合には、(国)に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第四十条 公団が第三十七条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第四十一条 公団が第三十七条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第四十二条 第三十七条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第四節 賃貸住宅の建替え

(賃貸住宅の建替えの実施等)

第四十二条 公団は、次に掲げる要件に該当する場合には、賃貸住宅の建替えをすることができる。

一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

二 賃貸住宅の建替えにより、第二十八条第一項第六号の賃貸住宅を新たに建設する必要があること又は当該賃貸住宅の存する地域における賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して当該地域の居住に関する機能の低下を来さないよう良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第三十一条第三項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があつた場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)

第四十四条 公団は、賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前居住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第四十五条 公団は、従前居住者で、三十日を下らない範囲内で当該従前居住者ごとに公団の定める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 公団は、前項の期間を定めたときは、当該従前居住者に対して、これを通知しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 公団は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間内に当該賃貸住宅に入居しなかった者については、第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入居させないことができる。

(公営住宅への入居)

第四十六条 公団は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等にあつては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、公団が行う措置に協力するよう努めなければならない。
(説明会の開催等)

第四十七条 公団は、賃貸住宅の建替えに関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第四十八条 公団は、従前居住者が賃貸住宅の建替えに伴い住居を移転した場合には、当該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(建替えに係る家賃の特例)

第四十九条 公団は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は公団が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額することができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第五十条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第五十一条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による国土交通大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)

第五十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第五十三条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

- 3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなればならない。
- 4 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなればならない。
(利益及び損失の処理並びに納付金)
- 第五十四条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならず、
- 2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならず、
- 3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならず、
- 4 前項の規定による納付金の納付の手續その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
(借入金及び債券)
- 第五十五条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は都市基盤整備債券を発行することができる。
- 2 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、自己居住宅地等を譲り受ける者が引き受けるべきものとして、都市基盤整備公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。
- 3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならず、ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならず、
- 5 第一項の規定による都市基盤整備債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 7 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、都市基盤整備債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託

会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、都市基盤整備債券又は宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は都市基盤整備債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第五十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金、都市基盤整備債券及び宅地債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第五十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(国土交通省令への委任)

第六十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第六十一条 公団は、国土交通大臣が監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十二条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第六十三条 公団の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。

2 公団が解散した場合において、残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。

(協議)

第六十四条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第三十五条、第三十六条第一項、第五十一条第一項、第五十五条第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項又は第五十七条の認可をしようとするとき。

二 第二十九条第一項の基本方針を定めようとするとき。

三 第三十条第一項の規定による指示をしようとするとき。

四 第五十三条第一項又は第五十九条の承認をしようとするとき。

五 第五十八条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

六 第三十四条第一項、第三十六条第二項又は第六十条の国土交通省令を定めようとするとき。

2 国土交通大臣は、第三十八条第五項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第六十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第六十六条 第六十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
 - 二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
 - 三 第二十八条及び附則第十条から第十二条までに規定する業務以外の業務を行ったとき。
 - 四 第五十八条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
 - 五 第六十一条第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。
- 第六十八条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(業務の特例)

第十条 公団は、当分の間、第二十八条の業務のほか、旧公団法第二十九条第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務（第二十八条の業務に該当するものを除く。）のうち附則第十七条の規定の施行前に開始されたもの（これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、旧公団法第二十九条第一項第一号の業務及びこれと併せて行う業務にあつては、国土交通大臣の指定するものに限る。）及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第二十九条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び附則第十条第一項に規定する」と、同条第二項第二号中「前条第一項及び第二項の」とあるのは「前条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項に規定する」とする。

第十一条 公団は、当分の間、第二十八条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧公団法第二十九条第一項第十三号の業務のうち人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺地域において同項第二号の業務により造成された大規模な住宅の用に供する宅地で国土交通大臣が指定するものの利用者のための鉄道による輸送力を確保するため必要なもの並びにこれに附帯する業務（以下この条及び次条において「鉄道業務」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により鉄道業務が行われる場合には、公団の経理については、鉄道業務とその他の業務（第五項において「都市基盤整備業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合においては、国土交通大臣は、鉄道業務について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合には、第二十九条第一項中「業務」とあるのは「業務及び公団の鉄道業務」と、同条第二項第二号中「業務」とあるのは「業務並びに鉄道業務」と、第五十四条第一項中「残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額」と

あるのは「残余の額（都市基盤整備業務に係る勘定においては、当該勘定に係る残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」と、同条第三項中「公団は」とあるのは「公団は、都市基盤整備業務に係る勘定において」とする。

第十二条 公団は、第二十八条及び附則第十条第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、賃貸住宅及び施設の建設、管理及び譲渡を行うことができる。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

（設立の登記）

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

（役員職務及び権限）

第十九条 （略）

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

（役員欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

商法（明治三十二年法律第四十八号）

第三百九条 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

2 社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

3 前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十条 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一条 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体）のする保証契約にあつては、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（施設の設置）

第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

三 十五 （略）

十六 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）

（路線の廃止又は変更）

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。
（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

第八章 罰則

第九十九条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊

して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げた者

第百一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第三項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者

二 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者

三 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者

四 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者

五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定に

より道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反した者

六 第六十七条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

七 第九十一条第一項の規定に違反した者

第百二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定に

より道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者

二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者

三 第四十七条の三第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者

五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監理員の命令に違反した者

第二百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の六若しくは第四十八条の十の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第二百四条 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人 又は人については、この限りでない。

第二百六条 第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

附則

1～4 (略)

5 国は、当分の間、道路管理者である地方公共団体に対し、第五十六条又は第八十八条第一項の規定により国がその費用について補助し、又は負担することができる道路の新設若しくは改築又は指定区間の国道の修繕で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条又は第八十八条第一項の規定（これらの規定による国の補助又は負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助し、又は負担することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6～8 (略)

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の新設若しくは改築又は指定区間の国道の修繕について、第五十六条又は第八十八条第一項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものである）政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

一から四まで 削除

五 日本道路公団

六 首都高速道路公団

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 国際協力銀行

三及び四 削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならない法人

ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

（都市基盤整備公団の施行する土地区画整理事業）

第三条の二 都市基盤整備公団は、国土交通大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 （略）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4～7 （略）

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

（報告及び資料の提出）

第二十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定した

ときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章 罰則

第二十五条 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者（第二十三条第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体又は国土交通大臣を含む。第二十八条第二項において同じ。）の命令（第二十八条第二項各号に掲げるものを除く。）に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者

二 第六条第一項又は第三項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定地を含む。）を占用した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第十条の二（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十条の二各号の一に掲げる行為をした者は、一万円以下の過料に処する。

2 第十一条第一項又は第二項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公園管理者の命令で次の各号に掲げるものの一に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十条の二又は第十条の三第一項（第二十三条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反している者に対する命令

二 第十条の三第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者に対する命令

第二十九条 第五条の三の規定により公園管理者に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

（国の無利子貸付け等）

・ 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助

することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

・ ・ ・ (略)

・ 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

（事業計画の認可）

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者（以下「都市下水路管理者」という。）は、下水道を都市下水路として指定するときには、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

2 (略)

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の六第一項（第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十二条の十一（第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十三条第一項（第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

（国の無利子貸付け等）

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三十四条の規定により国がその費用について補助することができる公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和

六十二年法律第八十六号) 第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十四条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2・3 (略)

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である同項の設置又は改築について、第三十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)

第二条 (略)

2・6 (略)

7 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

8 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

9 (略)

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第二十六条 (略)

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第十九条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3・4 (略)

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二 二六（略）
二・三（略）

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）

附則

1（略）

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3・4（略）

5 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である共同溝の建設又は改築について、第二十二条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到

来時に行われたものとみなす。

新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第二百三十四号）

（定義）

第二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従って行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2）（略）

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）

第二条 （略）

2）4 （略）

5 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

6 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

7 （略）

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

第三十五条 （略）

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3・4 （略）

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）

（二級河川）

第五条 （略）

2）5 （略）

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 罰則

第百二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者
- 二 第二十六条第一項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- 三 第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第百三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の二第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者
- 二 第三十条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者
- 三 第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

第百四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
 - 二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
- 第百五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四条第一項の規定による指示に従わなかつた者
- 二 第四十七条第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第四十七条第三項の規定に違反して、ダムを操作した者
- 四 詐欺その他不正な手段により、第二十三条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項の許可を受けた者

五 詐欺その他不正な手段により、第三十条第一項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者

第六百六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九条の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者
- 二 第五十条第一項に規定する管理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地又は第五十八条の七の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第二十六条第一項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四 前号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五 第三号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六 第七十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 第三十三条第三項（第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第九十条 第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づき政令又は都道府県若しくは指定都市の規則には、必要な罰則を設けることができる。

二 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、規則にあつては三月以下の懲役、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

附則

五 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、一級河川又は二級河川（第百条の規定によりこの法律の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7・8 （略）

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

・ 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（都市計画の決定等の提案）

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

- 一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。
- 二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二（略）

2～4（略）

5 都市基盤整備公団は、国土交通大臣が次に掲げる事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該事業を施行することができる。

- 一 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

二（略）

6～8（略）

（規準）

第五十条の三 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四（略）

五 特定事業参加者（第五十条の十一第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。）に関する事項

六～九（略）

2・3（略）

（施行規程）

第五十二条 (略)

2 施行規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 特定事業参加者(第五十六条の二第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。)に関する事項

六〜九 (略)

3 (略)

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。)及び第十九条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「公団等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「組合」とあるのは「公団等」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(施行者以外の者による施設建築物の建築)

第九十九条の二 (略)

2 前項の規定により施設建築物の建築を施行者以外に行わせるときは、権利変換計画においてその旨及び施行者が取得する施設建築物の全部又は一部のうちその建築を行う者(以下「特定建築者」という。)に取得させるものを定めなければならない。

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物(以下「特定施設建築物」という。)の全部又は一部は、権利変換計画において定めるところにより第八十八条第二項(第百十一条において読み替えて適用する場合を含む。)及び第百十条第二項の規定にかかわらず、特定建築者が取得する。

(特定建築者の公募)

第九十九条の三 (略)

2 施行者は、特定建築者を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次条の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画(以下「建築計画」という。)及び管理処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、かつ、当該第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者としなければならない。

一 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

二 第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。

3 (略)

(再開発事業の計画の認定)

第九十九条の二 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。以下この章において「再開発事業」という。)を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 5 (略)

(報告の徴収)

第九十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第九十九条の八において同じ。)に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。

筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)

(事業の実施)

第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業（以下「筑波研究学園都市建設事業」という。）は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は都市基盤整備公団その他の関係事業者が実施するものとする。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）

（定義）

第二条 この法律において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 都心共同住宅供給事業 居住に関する機能の低下を来している大都市域内の都心の地域及びその周辺の地域のうち、居住に関する機能の向上が必要なものとして国土交通省令で定める土地の区域において、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業、集会施設、購買施設その他の共同住宅の入居者の共同の福祉又は利便のため必要な施設（第一条の二第二項及び第一百一条の三において「関連公益的施設」という。）の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

六～十二 （略）

（改善命令）

第一百一条の八 都府県知事は、認定事業者が認定計画（第一百一条の五第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この章において同じ。）に従つて都心共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定め、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）

（施設の整備）

第七条 国及び地方公共団体は、第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の同意を得た建設計画（以下「同意建設計画」という。）の達成に資するため、関西文化学術研究都市の建設に必要な施設の整備に努めなければならない

被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）

（都市基盤整備公団法の特例）

第二十二条 都市基盤整備公団（以下この条において「公団」という。）は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。）第二十八条に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災

市町村の区域内において、委託に基づき、同条第三項各号の業務を行うことができる。

2・3 (略)

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）

（都市基盤整備公団の業務の特例）

第三十一条 都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この条において「公団法」という。）第二十八条に規定する業務のほか、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の第三項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、公団法第二十八条第三項各号の業務を行うことができる。

2 (略)

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

（定義）

第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

（地域整備方針）

第十五条 本部は、都市再生緊急整備地域ごとに、都市再生基本方針に即して、当該都市再生緊急整備地域の整備に関する方針（以下「地域整備方針」という。）を定めなければならない。

2～6 (略)

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下

「民間都市再生事業計画」という。()を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

(報告の徴収)

第二十五条 国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る都市再生事業(以下「認定事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。